

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金

## 平成 23 年度 業務実績に関する評価書

- ・全体的評価表
- ・項目別評価総括表
- ・項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金

全体的評価表

## 平成23事業年度における業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
1 業務の効率化（人件費の削減等）	<p>1 人件費の削減</p> <p>人件費については、必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた人事異動等を行い、決算ベースでの比較では平成22年度比約1.6百万円、約1.1%の削減、中期目標の基準年である平成17年度（197百万円）と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p>また、国家公務員に準じた人件費削減を行い、対国家公務員指数は108.6（平成22年度より0.4の改善）となり、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準であり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等が行われた。</p> <p>これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>2 外部委託の推進</p> <p>外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進し、「質」の観点からの外部委託の推進も達せられたと認められることから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 組織運営の効率化</p> <p>大幅な人員配置の変更を行ったとはいえないが、一方で、職員の内部振替や人員削減の取組実績はあり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等を行ったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>4 隨意契約の見直し</p> <p>随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日）等に基づいた取組を実施した結果、平成20年度及び平成22年度と比べ、随意契約の件数及び金額は大幅に減少した。契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度及び平成22年度と比べて増加しているが、これは事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかつた契約案件については、事前に契約監視委員会委員の了承を得た上で契約を結んだ。</p> <p>また、契約監視委員会で平成23年度契約案件について承認され、ホームページで公表した。</p> <p>監事によるチェックについても、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。</p> <p>これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p>

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）	<p><b>6 特別給付金支給事業</b></p> <p>(1) 特別給付金の支給</p> <p>特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で処理を行った。</p> <p>法案立案時推計約67,000人に対し、平成24年3月末で受付累計件数が69,460件、認定累計件数は68,106件となり、既に67,196件を支給し、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）が12,297件となったこと、また、基金における慎重かつ適切な対応・申請者の負担軽減のための取組・申請者が亡くなった場合の相続人への迅速かつ丁寧な対応・適切な期末処理が行われたこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられること、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められることに鑑み、目標を大幅に上回って達成したと評価できる。</p> <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知</p> <p>総務省の指導等を踏まえ、新聞、ホームページ、雑誌等、経費削減の中できめ細やかな広報活動を適時に実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加し、申請者掘り起しの効果が認められることから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(5) 標準審査期間の設定</p> <p>標準審査期間内の処理率は1か月もの97.5%、3か月もの92.1%、処理に要した期間が標準処理期間を超えたものは1か月もの0.3%、3か月もの0.2%となり、特別給付金の標準審査期間内の処理がほぼ実施されたことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(6) 申請者への通知</p> <p>特別給付金の該当者14,544人に対して1週間後に認定通知書を送付し、非該当者386人に対して理由を付して却下通知書を速やかに送付したことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(7) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体等との連携については、入ソ事実等の調査について44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得、また、地方公共団体等の広報誌等への掲載について多くの地方公共団体等から協力を得たこと等により、目標を十分達成したと評価できる。</p>
-------------------------------------	--

3 財務内容の改善	<p>運用資産の管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画について、金融機関等から残高証明を徴するとともに出納命令役等による照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に運用資金を管理したものと認められ、また、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベースで576百万円の収入を上げており、適切に運用が行われたものと認められる。</p> <p>また、予算の執行実績について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p>
4 その他	<p>1 人事に関する計画</p> <p>適切な内部事務を遂行するための職員の業務に必要な研修等については、平成23年度計画に規定しなかったが、職員の能力開発の促進と意識向上を図るため、機会を捉えて外部の研修に職員を派遣し、研修内容を基金内に周知して知識の共有を図り、また、内部研修を行い、適切な内部事務の遂行が図られたことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>2 環境対策</p> <p>環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけ、全25品目に対し目標の100%調達を達成しており、また、東日本大震災後の節電対策の実施や、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別を行ったことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 職場環境</p> <p>全役職員を対象とした弁護士による講演や、「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議の開催等により、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかったことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>4 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>「平成23年度業務等運営方針」の策定や「理事長と法人ミッションを語る」懇談会等の開催を通じて課題の洗い出し</p>

	<p>とその対応を実施するとともに、「平成23年度監査方針」に基づく定期監事監査などの実施により監事による監査の強化を図った。</p> <p>一方で、理事長の「平成23年度業務等運営方針」の策定時期は平成23年7月末、監事の「平成23年度監査方針」の策定時期は8月であった。また、本法人は小規模であり、特別給付金支給というミッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその対応は個別のものであると言える。これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があったことを踏まえれば、目標を概ね達成したと評価できる。</p>
5 基金の解散に向けた取組	<p>解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。また、引継内容等の洗い出し等についても、積極的な取組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。</p> <p>さらに、寄託品の寄贈への切替えについては、本来であれば平成22年度中に処理すべきところ、平成23年度においても処理を行った。</p> <p>なお、(財)全国強制抑留者協会の「平成23年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」等について、審査の上、承認を行った等、慰藉基金の管理について適切に監督を行った。</p> <p>これらにより、目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p>

## II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）

	<p>平成23年度における平和基金の取組の主眼は、平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業である。特別給付金については、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で処理を行い、法案立案時推計を上回る認定等を行ったこと、基金における慎重かつ適切な対応・申請者の負担軽減のための取組等を行ったこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられること、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められること、きめ細かな広報活動を適時に実施し、申請者掘り起こしの効果が認められること、標準審査期間の処理がほぼ実施されたこと等の成果が十分認められる。</p> <p>一方で、平和基金の解散に向けた取組について、平和基金の積極的な取組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。</p>
--	---

	<p>以上であるが、平成23年度の平和基金の取組の主眼である特別給付金支給事業については成果が十分認められることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>平成24年度においては平和基金の解散に向けた取組が主眼となることから、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、平和基金自らが主体的に取り組むことを期待したい。</p>
III 組織、業務運営等の改善、その他	<p>業務運営については、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えないが、一方で、業務の進捗等に併せた人事異動や国家公務員に準じた人件費削減を行った。</p> <p>内部統制・ガバナンス強化については、「平成23年度業務等運営方針」の策定等を通じて課題の洗い出し・対応を行い、監事による監査の強化を図ったが、一方で、これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。</p> <p>平成24年度は、平和基金の解散に向け、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向けた取組を滞りなく実施できるよう、内部統制・ガバナンスを強化し、効率的・彈力的な組織運営となるよう努めていくことを期待したい。</p>

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価総括表

平成23事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目	評価	
	評価 (AA~D)	理由
業務の効率化 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置		
1 人件費の削減	A	<p>人件費の削減について、以下のとおり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平成23年度人件費予算については、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれたが、必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた人事異動等を行い、決算ベースでの比較では平成22年度比約1.6百万円、約1.1%の削減を達成した。 なお、中期目標の基準年である平成17年度（197百万円）と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p>(2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」の成立に伴い、総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に役員報酬規程、職員給与規程を改定した（平均約8%強の削減）。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適切かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果等について公表することについては、平成23年度計画に規定すべきであったが規定しなかった。一方で、上記（1）（2）のとおり国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、対国家公務員指数について、平成23年度公表では108.6（平成22年度公表109.0）で、平成22年度より0.4の改善となっている。これは、基金の事務所が東京都新宿区に所在すること（特別都市手当12%）などにより、100を超えているものの、東京都特別区に在勤する者と比較すると、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準であった。</p> <p>(4) 結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等となり、着実な取組が行われたと評価できる。</p> <p>「必要性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり必要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 人件費の削減及び給与水準等の見直しを行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。</p> <p>「有効性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり有効な施策である。</p>
2 外部委託の推進	A	<p>基金では、外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進してコスト削減に努め、特に、外部のノウハウの活用の促進、外部委託業務の事務の改善により、電話応対業務において、委託先のコールセンターからの基金への電話転送件数が激減（平成22年度4,014件（転送率8.1%）⇒平成23年度104件（転送率0.58%））した等、「質」の観点からの外部委託の推進も達せられたと認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、外部に委託することは、質の良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 小規模な法人が、外部委託により外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>
3 組織運営の効率化	B	<p>「機動的な人員配置を行う」としながらも、大幅な人員配置の変更を行ったとはいえないが、一方で、職員の内部振替や人員削減の取組実績はあり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等となったことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に</p>

		<p>遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>
4 隨意契約の見直し	A	<p>随意契約の見直しについて、以下のとおり、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 隨意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日）等に基づいて取組を実施した結果、平成20年度及び平成22年度と比べ、平成23年度の随意契約の件数及び金額は大幅に減少した。特に随意契約の総額が22年度は1億61百万円に対し、23年度は59百万円に減少した。 なお、平成23年度の契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度実績と比べて8.8ポイント、平成22年度実績と比べて25ポイントそれぞれ増加しているが、これは平成22年度以降の事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、基金の運営に係る国有財産使用料、官報掲載料などの「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。</p> <p>(2) 平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかった契約案件については、事前に契約内容を契約監視委員会委員に説明し、了承を得た上で契約を結んだ。</p> <p>(3) 第4回契約監視委員会を開催し、平成23年度契約案件については契約監視委員会で承認された。また、契約監視委員会による点検、見直し状況等についてホームページで公表した。</p> <p>(4) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p>

		<p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
6 特別給付金支給事業 (1) 特別給付金の支給	AA	<p>平成23年度の特別給付金支給事業について、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で、以下のとおり、累計受付件数等が法案立案時推計を上回ったこと、基金における慎重かつ適切な対応や申請者の負担軽減のための取組、申請者が亡くなった場合の相続人への迅速かつ丁寧な対応、適切な期末処理が行われたこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられたこと、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められることに鑑み、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金は、戦後強制抑留をされた者であって、法施行時（平成22年6月16日）に存命であった日本国籍を有する者が対象である。対象者の法案立案時推計約67,000人に対し、推計を上回り、平成24年3月末で受付累計件数が69,460件、認定累計件数は68,106件となり、既に67,196件を支給した。</p> <p>(2) 認定累計件数68,106件のうち、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）は12,297件（約18%）にのぼった。</p> <p>(3) 特別給付金の請求期限到来に関する種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。</p>

	<p>(4) 特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>(5) 「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者からなる「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。</p> <p>(6) 対象者が高齢であることを踏まえ、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行い、特別給付金の受給者等から基金に対するお礼の声も多数寄せられた。</p> <p>(7) 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付し、相続人への迅速な支給に努めた。これについて、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙が寄せられた。</p> <p>(8) 上記に加え、特別給付金の認定通知を送付する際に、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するよう、内閣総理大臣からの書面も同封した。</p> <p>(9) 東日本大震災で被災した対象者のうち、特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が返送されたもの14件について、基金において対象者の住民票がある市町村の担当者を探し出し（市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出し）、タイミングを見計らって、当該担当者に戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場等を丁寧に説明して協力依頼をした結果、平成23年夏頃までに、個人情報の保護に留意しながらすべて無事に届けることができた。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉の念を示す事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給にあわせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p>
--	--

		<p>「有効性」 特別給付金支給事業は、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p>
(4) 特別給付金支給事業実施の周知	A	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、総務省の指導等を踏まえ、新聞等による広報を実施したほか、ホームページでの掲載や、新たに雑誌による広報を行うなど、昨年度に引き続ききめ細やかな広報活動を適時に実施した。経費節減の中で様々な手段を講じた広報活動を実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加しており、申請者掘り起しの効果が以下のとおり認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 広報効率の良い広報を実施するための団体として全国の抑留者関連団体を探し出し、ポスターを掲出する等を行ったところ、請求書希望件数が6・7月に比べ8・9月は3倍の増加となった。</p> <p>(2) また、特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成23年7月に至っても請求のない者（11,603人）に対し、基金から直接電話をし、請求意思のある940人について請求手続きの案内を実施した。</p> <p>(3) 地方公共団体等への数度にわたる広報依頼等により、地方公共団体等の広報誌等に掲載され、11月に比べ12月・1月は請求書希望件数が63～70件の増加となる等の成果があった。</p> <p>(4) 報道機関への資料配付や取材協力により、「おはよう日本」等で放映され、3月は11月に比べ請求書希望件数が6倍となった。</p> <p>(5) 特別給付金認定68,106件のうち、12,297件は、特別給付金請求の案内を送付していない者（特別慰労品の贈呈を受けていない者）からの請求であったことは、広報努力によるものと認められる。</p> <p>「必要性」 一人でも多くの戦後強制抑留者に特別給付金を支給するために、様々な広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することは、必要である。</p>

		<p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、効率的である。</p> <p>「有効性」 請求の促進を図るために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、有効な施策である。</p>
(5) 標準審査期間の設定	A	<p>標準審査期間については、平成22年度の標準審査期間内処理率は短期間に請求が集中したことから20%程度であったが、平成23年度においては、標準審査期間内処理率が1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%となり、処理に要した期間が標準処理期間を超えたものは1か月もので0.3%、3か月もので0.2%となり、特別給付金の標準審査期間内の審査がほぼ実施されたこと（なお、24年3月中に受けたものについては、1か月もの及び3か月ものいずれについても、すべての案件について標準処理期間内に処理されていること）から、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求書受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、申請者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、適確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p>
(6) 申請者への通知	A	<p>申請者への通知については、以下のとおり送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金の権利を有する者14,544人に対して認定通知書を送付し、権利を有しない者386人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。</p> <p>(2) 認定通知書は、認定後ご本人の名前が入った内閣総理大臣の書面を同封して1週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後理由を付して速やかに送付した。</p>

		<p>「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知することは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。</p> <p>「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点が行政救済の起算点となることから有効な手段である。</p>
7 その他の重点事項 (3) 地方公共団体との連携	A	<p>地方公共団体等との連携については、以下のとおり連携が図られていると認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 入ソ事実等の調査については、44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得た。</p> <p>(2) 地方公共団体等の広報誌やホームページへの掲載については、多くの地方公共団体等から協力を得ており、また地方公共団体等の自発的な請求案内があった。</p> <p>(3) 地方公共団体等の広報担当者に対し、直接、特別給付金制度について丁寧に説明したほか、窓口担当者を介して請求の相談に対応した。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別給付金支給に当たって、戦後強制抑留者の身近にある地方公共団体等に情報提供をしたり、広報を依頼することや、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>

財務内容の改善	第4 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>運用資産の管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおりであることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 運用資金の管理面においては、金融機関から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。また、運用面についても、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベースで576百万円の収入を上げており、適切に行われたものと認められる。</p> <p>(2) 予算の執行実績について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている。さらに、監査法人の監査報告書においても、本期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>「必要性」 政府から出資された1億円及び特別準備金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、適切な予算執行管理を行うことは、必要である。</p> <p>「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために、内部牽制等を実施していること、また、予算の執行実績について定期的に役員会で報告を行っていることは、効率的と判断できる。</p> <p>「有効性」 資金の適正な管理・運用及び適切な予算管理は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、役員会を通じて適切な予算管理を行うことは有効な施策と認められる。</p>
その他	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画	A	<p>適切な内部事務を遂行するための職員の業務に必要な研修等については、平成23年度計画に規定しなかつたが、職員の能力開発の促進と意識向上を図るため、機会を捉えて外部の研修に職員を派遣し、研修内容を基に周知して知識の共有を図り、また、内部研修を行い、適切な内部事務の遂行が図られたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務の遂行のために必要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務を遂行するための効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 職員に研修等を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。</p>
3 その他業務運営に関する事項 (1) 環境対策	A	<p>環境対策については、以下のとおり、環境方針の下、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけ、全25品目に対し目標の100%調達を達成している。</p> <p>(2) 東日本大震災後において節電対策を実施した。</p> <p>(3) その他、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別を行った。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、環境に常に配慮して業務を運営することは必要である。</p> <p>「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、実践することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>
(3) 職場環境	A	職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかったことから、「目標を十分達成」と評価できる。

		<p>(1) 新企画として全役職員を対象に、弁護士による人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての講演を実施した。</p> <p>(2) 「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議の開催及び女性の相談員の配置、相談体制の周知を行った。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p> <p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p>
4 内部統制・ガバナンス強化	B	<p>内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおりであることから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「平成23年度業務等運営方針」の策定や「理事長と法人ミッションを語る」懇談会等の開催を通じて課題の洗い出しとその対応を実施した。</p> <p>(2) 「平成23年度監査方針」に基づく定期監事監査などの実施により、監事による監査の強化を図った。</p> <p>(3) 理事長の「平成23年度業務等運営方針」の策定時期は平成23年7月末であり、監事の「平成23年度監査方針」の策定時期は8月であった。</p> <p>(4) 本法人は、小規模であり、特別給付金支給というミッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその対応は個別のものであると言える。これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効果的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施</p>

		<p>策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>
第9 経過規定 4 基金の解散に向けた取組	C	<p>基金の解散に向けた取組について、以下のとおりであることから「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、国へ承継する資産・債務の洗い出し等、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。</p> <p>(2) しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存・破棄・整理等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。      また、引継ぎ内容等の洗い出し等についても、積極的な取組みが必ずしも十分でなかったため、終了していないなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。      今後は、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。</p> <p>(3) 寄託品の寄贈への切替えについては、本来であれば平成22年度中に処理すべきところ、平成23年度においても処理を行い、13名（74点）から寄贈承諾書を得ることができ、6名（69点）に資料を返還した。</p> <p>(4) (財)全国強制抑留者協会から申請のあった「平成23年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」及び「慰藉事業収入・支出計画」について、審査の上、承認を行い、また、慰藉事業の実績報告を受けることにより、慰藉基金の管理について適切に監督を行った。</p> <p>「必要性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑</p>

		<p>な解散のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」　国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散に向けた効率的な取組である。</p> <p>「有効性」　国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために有効な手段である。</p>
--	--	--

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価調書

## 平成23事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第1 中期計画の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。									
	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務経費の削減									
<b>■中期計画の記載事項</b>										
<p>(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>										
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>										
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）								
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  1 人件費の削減	人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。	<p>1 人件費の削減 平成23年度人件費予算については、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれたが、以下の取組を行ったことにより、決算ベースでの比較では平成22年度比約1.6百万円、約1.1%の削減を達成した。なお、中期目標の基準年である平成17年度（約197百万円）と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p><b>人件費の年度比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>対前年度増△減額、率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額</td><td>147,147千円</td><td>145,526千円</td><td>△1,621千円 △1.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 人件費削減のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた計画的な人事異動を行い、一般職員の減員、低位号俸者の受入、管理職の転出を実施し、△3,659千円を削減。 (平成22年10月以降：15名、平成23年10月以降：14名（特別給付金認定のシステム担当を1名減）)</li> <li>② 超過勤務の縮減に努め、平成22年度に比べ△3,599千円（△47.6%）の大幅な削減を実施。</li> <li>(2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」の成立に伴い、総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に役員報酬規程、職員給与規程を改定（平均約8%強の削減）。</li> <li>(3) 平成21年12月22日に要請のあった「貴法人の職員の給与等の水準の適正化について」の独自の諸手当及び法定外福利費の支出については、健康診断及び医薬品購入のみであり、レクリエーション経費、慶弔見舞金等の支出は行っていない。</li> </ul>		22年度	23年度	対前年度増△減額、率	決算額	147,147千円	145,526千円	△1,621千円 △1.1%
	22年度	23年度	対前年度増△減額、率							
決算額	147,147千円	145,526千円	△1,621千円 △1.1%							

		<p>(4) 平成22年5月20日に要請があった「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」の法人互助組織、食券交付等の食事補助及び職員祝金等の支出の廃止要請については、平成23年度においても該当する支出は行っていない。</p> <p>(5) 給与水準について、対国家公務員指数についてみると平成23年度公表では108.6(11人)(平成22年度公表 109.0(7人))で、平成22年度より0.4の改善となっている。これは、基金の事務所が東京都新宿区に所在すること(特別都市手当12%)などにより、100を超えているものの、東京都特別区に在勤する者と比較すると、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準である。</p> <p>なお、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等を実施した。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	A		
■ 評価結果の説明	<p>人件費の削減について、以下のとおり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平成23年度人件費予算については、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれたが、必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた人事異動等を行い、決算ベースでの比較では平成22年度比約1.6百万円、約1.1%の削減を達成した。なお、中期目標の基準年である平成17年度(197百万円)と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p>(2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」の成立に伴い、総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に役員報酬規程、職員給与規程を改定した(平均約8%強の削減)。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適切かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果等について公表することについては、平成23年度計画に規定すべきであったが規定しなかった。一方で、上記(1)(2)のとおり国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、対国家公務員指数について、平成23年度公表では108.6(平成22年度公表109.0)で、平成22年度より0.4の改善となっている。これは、基金の事務所が東京都新宿区に所在すること(特別都市手当12%)などにより、100を超えているものの、東京都特別区に在勤する者と比較すると、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準であった。</p> <p>(4) 結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等となり、着実な取組が行われたと評価できる。</p>		

「必要性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり必要な施策である。

「効率性」 人件費の削減及び給与水準等の見直しを行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。

「有効性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり有効な施策である。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 外部委託の推進					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置  2 外部委託の推進	外部委託する方が効率的と認められる業務について、外部委託を推進する。	2 外部委託の推進  当基金は平成22年10月以降、特別給付金支給事業を専らの事業としている。基金では、外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進し、コスト削減に努めており、主な外部委託業務としては、「特別給付金の電話対応及び事務処理業務」の外部委託（一般競争入札で新たな委託先と契約）を実施した。  特に、外部のノウハウの活用の促進、外部委託業務の事務の改善（例えば、申請者等からの電話応対業務を行う委託業者に対し、戦後強制抑留という過酷な経験をした申請者の立場を詳細に説明し、応答振りについてQ&A集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した）により、電話応対業務において、委託先のコールセンターからの基金への電話転送件数が激減（平成22年度4,014件（転送率8.1%）⇒平成23年度104件（転送率0.58%））し、事務処理業務について、基金内部で定めた受付からシステム入力の目標期間（2日間）を達成したことなどにより、標準審査期間内の処理率を1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%まで高めることができ、給付金の標準審査期間内の処理に寄与した。				
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名			
<b>■ 当該項目の評価 (A A～D)</b>	A					
<b>■ 評価結果の説明</b>						
基金では、外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進してコスト削減に努め、特に、外部のノウハウの活用の促進、外部委託業務の事務の改善により、電話応対業務において、委託先のコールセンターからの基金への電話転送件数が激減（平成22年度4,014件（転送率8.1%）⇒平成23年度104件（転送率0.58%））した等、「質」の観点からの外部委託の推進も達せられたと認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。						
「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。						
「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、外部に委託することは、質の良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。						
「有効性」 小規模な法人が、外部委託により外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。						

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 組織運営の効率化																		
<b>■中期計画の記載事項</b>																			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金の課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。																			
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>																			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																	
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置  3 組織運営の効率化	組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した機動的な人員配置を行う。	<p>3 組織運営の効率化          「業務内容に対応した機動的な人員配置を行う」目標については、小規模組織である基金においては、主として出向元省庁との人事交流で調整することを基本としているが、今年度は業務内容の見直しに伴い、内部での振替や業務の減少に伴う人員削減といった、業務に見合った人員配置を以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 平成23年4月に事業部内の旧事業を担当する職員2名を認定担当に内部振替。          ① 外部委託業者の監督、都道府県に依頼する「入ソ事実等の調査」業務のため1名。          ② システム担当者として1名。</p> <p>(2) 平成23年10月に認定のシステム担当者1名を出向元に転出。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>23年4月</th><th>23年10月</th><th>24年3月末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td>部長 1 総務 2 財務 3 計 6</td><td>部長 1 総務 2 財務 3 計 6</td><td>部長 1 総務 2 財務 3 計 6</td></tr> <tr> <td>事業部</td><td>部長 1 認定 5(2増) 支給 3 旧事業 0(2減) 計 9</td><td>部長 1 認定 4(1減) 支給 3 計 8</td><td>部長 1 認定 3(1減) 支給 1(2減) 計 5</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>15名</td><td>14名</td><td>11名</td></tr> </tbody> </table> <p>結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等を実施した。</p> <p>なお、業務の減少に伴い、平成24年4月には3名減とする計画を策定、24年3月末に実施。</p>			23年4月	23年10月	24年3月末	総務部	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	事業部	部長 1 認定 5(2増) 支給 3 旧事業 0(2減) 計 9	部長 1 認定 4(1減) 支給 3 計 8	部長 1 認定 3(1減) 支給 1(2減) 計 5	合計	15名	14名	11名
	23年4月	23年10月	24年3月末																
総務部	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6																
事業部	部長 1 認定 5(2増) 支給 3 旧事業 0(2減) 計 9	部長 1 認定 4(1減) 支給 3 計 8	部長 1 認定 3(1減) 支給 1(2減) 計 5																
合計	15名	14名	11名																

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	B		
■ 評価結果の説明	<p>「機動的な人員配置を行う」としながらも、大幅な人員配置の変更を行ったとはいえないが、一方で、職員の内部振替や人員削減の取組実績はあり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等となったことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>		

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 隨意契約の見直し			
<b>■中期計画の記載事項</b>				
<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。</p> <p>なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>				
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置  4 隨意契約の見直し	<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等についても、競争性、透明性が十分確保されるように契約の適正化を推進する取組を着実に実施するとともに、</p>	<p><b>4 隨意契約の見直し</b></p> <p>(1) 「随意契約等見直し計画」等の取組状況の公表</p> <p>① 平成23年度の随意契約については「随意契約見直し計画」(平成19年12月)及び「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日)に基づいて取組を実施し、公表している。平成20年度実績と比べて、契約全体に対する随意契約の件数で33件の減少、金額では86億49百万円の減額となっている。平成22年度と比較しても件数で11件の減少、金額で1億2百万円の減額となっている。</p> <p>なお、平成23年度の契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度実績と比べて8.8ポイント、平成22年度実績と比べて25ポイントそれぞれ増加しているが、これは平成22年度以降の事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、基金の運営に係る国有財産使用料、官報掲載料などの「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。</p> <p>このほか、平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかった契約案件については、事前に契約内容を契約監視委員会委員に説明し、了承を得た上で契約を結んだ。</p> <p>② 一般競争入札については、10日以上の公示期間の確保や、ホームページへの入札説明書(仕様書)の掲載等を実施した結果、一者応札・一者応募となった案件はなかった。</p>		

		契約状況一覧 (単位：件、千円)					
		20年度実績		22年度実績		23年度実績	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等		33.8% 26	7.2% 677,936	50.0% 29	67.2% 329,915	25.0% 6	65.4% 110,880
競争入札		24.7% 19	5.9% 551,042	46.6% 27	64.7% 317,342	20.8% 5	65.4% 110,880
企画競争・公募		9.1% 7	1.4% 126,894	3.4% 2	2.5% 12,573	4.2% 1	0.0% 0
随意契約		66.2% 51	92.8% 8,707,481	50.0% 29	32.8% 160,776	75.0% 18	34.6% 58,623
合 計		100.0% 77	100.0% 9,385,418	100.0% 58	100.0% 490,691	100.0% 24	100.0% 169,503

\* 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

契約監視委員会による点検、見直しの状況及び契約の改善についてのフォローアップ状況を公表する。

なお、監事による監査においても、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

(2) 契約監視委員会による点検等

① 平成24年3月に第4回契約監視委員会を開催し、平成23年度契約案件について審議の結果、委員長から「一般競争入札において一者応札・一者応募に該当する案件がなかったことは前回委員会に引き続き評価できる」等のご発言があるとともに、その他の契約についても見直しを実施するものはないとして、承認された。なお、継続して随意契約となった契約案件については、平成24年度も引き続き見直しを図りつつ執行するとして、契約監視委員会の了承を得た。

② 契約監視委員会による点検、見直し状況及び契約改善のフォローアップ状況については、当該委員会の議事概要等を基金ホームページで公表。

(3) 監事に対し、月例の役員会で前月に締結した契約案件について、契約内容、契約相手方、契約金額等の報告を行い、監査を受けたが、今年度行った監事によるチェックの中で特に指摘を受けた事項はなかった。

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	A		

## ■ 評価結果の説明

随意契約の見直しについて、以下のとおり、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。

- (1) 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日)等に基づいて取組を実施した結果、平成20年度及び平成22年度と比べ、平成23年度の随意契約の件数及び金額は大幅に減少した。特に随意契約の総額が22年度は1億61百万円に対し、23年度は59百万円に減少した。

なお、平成23年度の契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度実績と比べて8.8ポイント、平成22年度実績と比べて25ポイントそれぞれ増加しているが、これは平成22年度以降の事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、基金の運営に係る国有財産使用料、官報掲載料などの「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。

- (2) 平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかった契約案件については、事前に契約内容を契約監視委員会委員に説明し、了承を得た上で契約を結んだ。
- (3) 第4回契約監視委員会を開催し、平成23年度契約案件については契約監視委員会で承認された。また、契約監視委員会による点検、見直し状況等についてホームページで公表した。
- (4) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。

「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。

「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。

「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 6 特別給付金支給事業			
<b>■中期計画の記載事項</b>				
(1) 特別給付金の支給  昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主义共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。				
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）		
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(1) 特別給付金の支給  昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主义共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。	<p>(1) 特別給付金の支給</p> <p>① 平成23年度の特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部委託の推進により基金における審査業務体制をより充実、</li> <li>○ 組織運営の効率化の観点から業務に見合った人員配置を実施、</li> <li>○ 種々の広報の実施、</li> <li>○ 請求期限である平成24年3月31日（土曜閉庁日）に、電話及び請求書持参者への対応のため職員5名が休日出勤、</li> </ul> <p>するなど、業務量が変動する中、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約67,000人に対して、24年3月末までの受付累計件数は69,460件、認定累計件数は68,106件、支給累計件数は67,196件（188億円）となり、推計を大きく上回った。</p> <p>また、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）が12,297件となった。</p> <p>また、特別給付金の請求期限到来に関する種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。</p> <p>なお、特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>② これらの請求に対する「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者からなる「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。</p> <p>③ 戦後強制抑留者の平均年齢が約87歳（平成22年制度創設時）という高齢であることを踏まえ、次のとおり、申請者の立場に立った様々なサービスの提供に努め、申請者の負担軽減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別給付金の請求に当たり、帰還時期等については申請者に書類の添付を求めず、基金で保</li> </ul>		

		<p>有する過去事業の関係資料あるいは都道府県等への照会により確認をすることで、申請者の負担の軽減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請求書の不備は、基金から電話で本人に直接確認し、補記することにより、迅速な処理を実施した。 また、請求書添付書類の不備は、返信用封書を添えて不備書類の提出を求め、電話又は文書により再三にわたり連絡を取ることで不備書類を補完した。</li> <li>○ 審査の結果、却下処分となつた申請者に対しては、直接、電話により理由を丁寧に説明。このため大きなトラブルもなかった。</li> <li>○ 申請者等からの電話応対業務を行う委託業者に対し、戦後強制抑留という過酷な経験をした申請者の立場を詳細に説明し、応答振りについてQ &amp; A集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した。</li> </ul> <p>これらの取組により、特別給付金の受給者等から、「60年よりも前のことを基金でよく調べていただきありがとうございます」などの多くのお礼の声（1, 351件）が寄せられている。</p> <p>④ 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付し、相続人への迅速な支給に努めた。これについて、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙が寄せられた。</p> <p>⑤ 上記のほか、特別給付金の認定通知を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も同封することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。</p> <p>⑥ 東日本大震災で被災した対象者への取組 東日本大震災で被災した特別給付金支給対象者の避難先が不明であったため、特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が返送されたもの14件について、次のような取組により、平成23年夏頃までに、個人情報の保護に留意しながらすべて無事に届けることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基金において、対象者の住民票がある市役所・町村役場の担当者を探し出した。（市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出した。）</li> <li>○ タイミングを見計らって、基金から当該担当者に電話をし、特別給付金の目的や、戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場を丁寧に説明し、復興に向けて忙しい中ではあるが、対象者を探し出し、対象者から直接基金に連絡をしてほしい旨を伝えてもらうよう、依頼。</li> <li>○ 対象者からの連絡を受け、速やかに対処した。</li> </ul>	
当該業務に係る事業経費	4, 353, 850千円	当該事業に係る職員数	15名

■ 当該項目の評価 (A A ~ D)	A A	
■ 評価結果の説明		
<p>平成23年度の特別給付金支給事業について、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で、以下のとおり、累計受付件数等が法案立案時推計を上回ったこと、基金における慎重かつ適切な対応や申請者の負担軽減のための取組、申請者が亡くなった場合の相続人への迅速かつ丁寧な対応、適切な期末処理が行われたこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられましたこと、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められることに鑑み、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金は、戦後強制抑留をされた者であって、法施行時（平成22年6月16日）に存命であった日本国籍を有する者が対象である。対象者の法案立案時推計約67,000人に対し、推計を上回り、平成24年3月末で受付累計件数が69,460件、認定累計件数は68,106件となり、既に67,196件を支給した。</p> <p>(2) 認定累計件数68,106件のうち、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）は12,297件（約18%）にのぼった。</p> <p>(3) 特別給付金の請求期限到来に関する種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。</p> <p>(4) 特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>(5) 「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者からなる「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。</p> <p>(6) 対象者が高齢であることを踏まえ、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行い、特別給付金の受給者等から基金に対するお礼の声も多数寄せられた。</p> <p>(7) 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付し、相続人への迅速な支給に努めた。これについて、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙が寄せられた。</p> <p>(8) 上記に加え、特別給付金の認定通知を送付する際に、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するよう、内閣総理大臣からの書面も同封した。</p> <p>(9) 東日本大震災で被災した対象者のうち、特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が返送されたもの14件について、基金において対象者の住民票がある市町村の担当者を探し出し（市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出し）、タイミングを見計らって、当該担当者に戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場等を丁寧に説明して協力依頼をした結果、平成23年夏頃までに、個人情報の保護に留意しながらすべて無事に届けることができた。</p>		
<p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉の念を示す事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給にあわせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業は、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p>		

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置  6 特別給付金支給事業					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
(2) 特別給付金支給事業の請求期間  戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から24年3月31日までとする。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(2) 特別給付金支給事業の請求期間  戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日（平成22年10月25日）から平成24年3月31日までとする。	(2) 特別給付金事業の請求期間  特別給付金の請求は、平成22年10月25日から平成24年3月31日までの間に行わなければならないとされ、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないことされている。				
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名			
<b>■ 当該項目の評価 (A A～D)</b>	—					
<b>■ 評価結果の説明</b>	特別給付金支給事業の請求期間については、評価になじまない。					
「必要性」	—					
「効率性」	—					
「有効性」	—					

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業														
<b>■中期計画の記載事項</b>															
(3) 特別給付金支給事業に要する経費															
<p>特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。</p> <p>特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">本邦への帰還の時期の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和23年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> <tr> <td>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">35万円</td> </tr> <tr> <td>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">70万円</td> </tr> <tr> <td>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">110万円</td> </tr> <tr> <td>昭和30年1月1日以降</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> </tbody> </table>			本邦への帰還の時期の区分	金額	昭和23年12月31日まで	25万円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円	昭和30年1月1日以降	150万円	
本邦への帰還の時期の区分	金額														
昭和23年12月31日まで	25万円														
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円														
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円														
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円														
昭和30年1月1日以降	150万円														
<b>各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>															
小項目	達成目標		達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）												
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>(3) 特別給付金支給事業に要する経費</p> <p>特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め48億円とする。特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する</p>		(3) 特別給付金支給事業に要する経費												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">本邦への帰還の時期の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和23年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> <tr> <td>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">35万円</td> </tr> <tr> <td>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">70万円</td> </tr> <tr> <td>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</td> <td style="text-align: center;">110万円</td> </tr> <tr> <td>昭和30年1月1日以降</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> </tbody> </table>			本邦への帰還の時期の区分	金額	昭和23年12月31日まで	25万円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円	昭和30年1月1日以降	150万円
本邦への帰還の時期の区分	金額														
昭和23年12月31日まで	25万円														
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円														
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円														
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円														
昭和30年1月1日以降	150万円														
		平成23年度における帰還時期区分に応じた支給金額別の特別給付金の支給件数は15,394件で支給額は43億5,385万円、事務費を含めた経費額は47億8,510万円である。													
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名												
<b>■ 当該項目の評価</b> (A A～D)	—														
<b>■ 評価結果の説明</b>															
特別給付金支給事業に要する経費については、法定給付金であること、また、平成22年度から平成24年度までの3年間を通じた事業であるため、評価になじまない。															
「必要性」	—														
「効率性」	—														
「有効性」	—														

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 6 特別給付金支給事業			
<b>■中期計画の記載事項</b>				
(4) 特別給付金支給事業実施の周知  特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。				
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）		
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置	<p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知  特別給付金支給事業の実施に当たっては、対象者に給付できるよう、新聞等による広報、ホームページへの掲載の充実などきめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	<p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知</p> <p>① 国民が戦争に対して関心を高める終戦記念日前後に、雑誌及びポスターによる広報を以下のように行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度において実施した新聞、ラジオ等による広報によっても情報を得ることができなかった対象者のために、平成23年度においては、雑誌を広報媒体として、終戦記念日前後に発売され、かつ、高齢者の購読層が高い6誌に広告を掲出。 (雑誌の選定に当たっては、高齢者の閲読率調査を参考とした。)</li> <li>○ 公募（28社参加）によりポスター・デザインを決定・印刷し、終戦記念日の8月11日に以下の団体等に頒布した。また、広報効率の良い広報を行うため、全国の抑留者関連団体を探し出した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の老人関連福祉施設等25,901箇所に1枚ずつ</li> <li>・ 全国の抑留者関連団体112団体に1枚ずつ</li> <li>・ 全国の地方公共団体等1,967団体に5枚ずつ</li> </ul> </li> <li>○ 総務省の協力を得て、総務省広報誌（平成23年8月号）へ掲載した。 以上の広報により請求書の送付希望件数は広報実施前後の2か月間を比較すると約3倍の増加となり、申請者の掘り起こしに効果があった。</li> </ul> <p>※ 実施前2か月間（6月、7月）の平均希望件数155件 実施後2か月間（8月、9月）の平均希望件数451件</p> <p>また、特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成23年7月に至っても請求のない者（11,603人）に対し、基金から直接電話をし、請求意思のある940人について請求手続きの案内を実施した。</p> <p>② 平成23年10月に地方公共団体等に対し、平成24年3月31日の請求期限に向け2度目となる広報誌への掲載を依頼し、各団体の広報誌又はホームページへの掲載がなされた。また、地方公共団体等からの広告校正依頼に対し丁寧に対応した。 この結果、請求書の送付希望件数は、平成23年12月以降増加となり、申請者の掘り起こし</p>		

	<p>に効果があった。</p> <p>※ 11月 173件→12月 243件（11月比70件増）、 1月 236件（11月比63件増）</p> <p>③ 平成24年3月31日の請求期限が間近に迫った平成24年2月以降、以下のとおり、地方公共団体等への3回目の広報誌への掲載依頼など様々な媒体へ呼びかけを行い、特別給付金の対象者に対し、「請求期限の到来」に関するきめ細かな広報活動を実施した。 これらについては、総務省の指導等を踏まえ、できるだけ費用のかからないよう努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体等に対して3回目の広報誌等への掲載を依頼。少なくとも413団体において広報誌又はホームページ掲載の協力を得た。</li> <li>○ 総務省経由で、FMラジオCM（平成24年2月25、26日に合計23ラジオ局でスポットCMを実施）、新聞への掲載（平成24年2月20～26日までに全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙63紙の計71紙に各紙1回の広報掲載）の政府広報が実施された。</li> <li>○ 平成24年3月7日に総務省記者クラブに報道発表資料を配付した。</li> <li>○ 基金のホームページの更新を行うとともに、総務省の協力を得て、総務省ホームページ内の「重要なお知らせ」の「シベリア強制抑留者特別給付金について」を更新。</li> <li>○ NHKに特別給付金の請求期限の到来について情報提供を実施したところ、取材要請があり、ニュース番組に取り上げてもらうための資料提供など取材協力を行った結果、平成24年3月18日の「おはよう日本」、「BSニュース」でテレビ放映されたほか、NHKラジオでも放送された。</li> </ul> <p>これら広報の結果、平成23年11月（請求数173件）比で、平成24年2月には623件（3.6倍）、3月には1,036件（6.0倍）の請求書送付希望があり、申請者の掘り起こしに多大な効果があった。</p> <p>また、特別給付金認定68,106件のうち、12,297件は、特別給付金請求の案内を送付していない特別慰労品を受けていない者からの請求であった。</p> <p>④ 上記の様々な広報の実施に当たっては、総務省の指導等を踏まえ、より効率的かつ効果的な媒体及び実施時期を検討することにより、広報経費を大幅に縮減（平成22年度6,310万円→平成23年度1,057万円）することができた。</p>
--	---

		<p style="text-align: center;"><b>平成23年度 月別請求書送付希望件数(件)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月別請求書送付希望件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>23年4月</td><td>423</td></tr> <tr><td>5月</td><td>269</td></tr> <tr><td>6月</td><td>190</td></tr> <tr><td>7月</td><td>119</td></tr> <tr><td>8月</td><td>635</td></tr> <tr><td>9月</td><td>266</td></tr> <tr><td>10月</td><td>209</td></tr> <tr><td>11月</td><td>173</td></tr> <tr><td>12月</td><td>243</td></tr> <tr><td>24年1月</td><td>236</td></tr> <tr><td>2月</td><td>623</td></tr> <tr><td>3月</td><td>1,036</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,422</td></tr> </tbody> </table>	月別請求書送付希望件数(件)	23年4月	423	5月	269	6月	190	7月	119	8月	635	9月	266	10月	209	11月	173	12月	243	24年1月	236	2月	623	3月	1,036	計	4,422
月別請求書送付希望件数(件)																													
23年4月	423																												
5月	269																												
6月	190																												
7月	119																												
8月	635																												
9月	266																												
10月	209																												
11月	173																												
12月	243																												
24年1月	236																												
2月	623																												
3月	1,036																												
計	4,422																												
当該業務に係る事業経費	7, 481千円	当該事業に係る職員数	6 名																										
■ 当該項目の評価 (A A ~ D)	A																												
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別給付金支給事業実施の周知については、総務省の指導等を踏まえ、新聞等による広報を実施したほか、ホームページでの掲載や、新たに雑誌による広報を行うなど、昨年度に引き続ききめ細やかな広報活動を適時に実施した。経費節減の中で様々な手段を講じた広報活動を実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加しており、申請者掘り起しの効果が以下のとおり認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 広報効率の良い広報を実施するための団体として全国の抑留者関連団体を探し出し、ポスターを掲出する等を行ったところ、請求書希望件数が6・7月に比べ8・9月は3倍の増加となった。</p> <p>(2) また、特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成23年7月に至っても請求のない者（11,603人）に対し、基金から直接電話をし、請求意思のある940人について請求手続きの案内を実施した。</p> <p>(3) 地方公共団体等への数度にわたる広報依頼等により、地方公共団体等の広報誌等に掲載され、11月に比べ12月・1月は請求書希望件数が63～70件の増加となる等の成果があった。</p> <p>(4) 報道機関への資料配付や取材協力により、「おはよう日本」等で放映され、3月は11月に比べ請求書希望件数が6倍となった。</p> <p>(5) 特別給付金認定68,106件のうち、12,297件は、特別給付金請求の案内を送付していない者（特別慰労品の贈呈を受けていない者）からの請求であった。</p>																													
<p>「必要性」 一人でも多くの戦後強制抑留者に特別給付金を支給するために、様々な広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することは、必要である。</p> <p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、効率的である。</p>																													

「有効性」 請求の促進を図るために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、有効な施策である。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業																	
<b>■中期計画の記載事項</b>																		
(5) 標準期間の設定																		
<p>申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月</li> <li>② 上記以外の者については3か月</li> </ul>																		
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>																		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>(5) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別記念事業の既贈呈者であって、基金からのお知らせを受けて請求してきた者については1か月</li> <li>② 上記以外の者については3か月</li> </ul>	<p>(5) 標準審査期間の設定 特別給付金に係る標準的な審査期間は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成22年10月の「特別給付金請求のご案内」を受けて請求をした者については、既に「入ソ」の事実確認が出来ており、帰還年月日の調査のみで済むことから、1か月</li> <li>○ 上記以外のものについては、新たに「入ソ」の事実及び帰還年月日の調査が必要になるほか、ケースによっては、外部有識者から構成される判定委員会に諮る必要もあることから、審査に時間を要することになるため、3か月としている。</li> </ul> <p>平成24年3月31日現在の処理実績は、以下のとおりとなっている。</p> <p>① 標準審査期間を1か月とするもの 平成23年度における請求書受付件数は、2,139件であり、そのうち、2,086件について1か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、97.5%となっている。 なお、1か月を超えた6件のうち5件（平成23年4月受付）は、平成22年度からの繰越案件の処理を優先させたため、結果的に1か月を超えたものであり、残り1件は法施行前死亡の却下案件であり、該当者の死亡年月日の確認について、申請者と連絡が取れなかつたことにより1か月を超えたものである。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">請求書受付件数</th> <th colspan="3">処理に要した期間</th> <th rowspan="2">未処理</th> </tr> <tr> <th>1か月以内</th> <th>2か月以内</th> <th>2か月を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,139件 (100%)</td> <td>2,086件 (97.5%)</td> <td>6件 (0.3%)</td> <td>0件 (0.0%)</td> <td>47件 (2.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未処理は、24年3月末に受けたものである。</p> <p>② 標準審査期間を3か月とするもの</p>				請求書受付件数	処理に要した期間			未処理	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの	2,139件 (100%)	2,086件 (97.5%)	6件 (0.3%)	0件 (0.0%)	47件 (2.2%)
請求書受付件数	処理に要した期間			未処理														
	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの															
2,139件 (100%)	2,086件 (97.5%)	6件 (0.3%)	0件 (0.0%)	47件 (2.2%)														

		<p>平成23年度における請求書受付件数は、4,916件であり、そのうち、4,526件について3か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、92.1%となっている。</p> <p>なお、3か月を超えた12件は（認定4件、却下8件）はいずれも審査の過程において、「入ソ」の事実関係等について、都道府県、厚生労働省、総務省人事・恩給局等に照会しているものであるが、照会に当たっての準備等に時間を要したものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">請求書 受付件数</th><th colspan="3">処理に要した期間</th></tr> <tr> <th>3か月以内</th><th>3か月を超えたもの</th><th>未処理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,916件 (100%)</td><td>4,526件 (92.1%)</td><td>12件 (0.2%)</td><td>378件 (7.7%)</td></tr> </tbody> </table> <p>（注）未処理は、「入ソ」の事実等について都道府県等に照会を行っているもの及び24年1月以降に受けたものである。</p> <p>③ 審査体制の強化 組織の業務に見合った人員配置を行う必要から特別給付金の認定担当に部内から職員を振替配置し、システム担当職員を強化配置した。また、外部委託を推進するなど、基金として種々の対応を図り、審査体制の充実強化を図った。</p> <p>なお、24年3月中に受けたものについては、標準審査期間が1か月もの及び3か月ものいずれについても、すべての案件について標準審査期間内に処理されている。</p>	請求書 受付件数	処理に要した期間			3か月以内	3か月を超えたもの	未処理	4,916件 (100%)	4,526件 (92.1%)	12件 (0.2%)	378件 (7.7%)	
請求書 受付件数	処理に要した期間													
	3か月以内	3か月を超えたもの	未処理											
4,916件 (100%)	4,526件 (92.1%)	12件 (0.2%)	378件 (7.7%)											
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該事業に係る職員数	9 名											
■ 当該項目の評価 (A A ~ D)	A													
■ 評価結果の説明			<p>標準審査期間については、平成22年度の標準審査期間内処理率は短期間に請求が集中したこと等から20%程度であったが、平成23年度においては、標準審査期間内処理率が1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%となり、処理に要した期間が標準処理期間を超えたものは1か月もので0.3%、3か月もので0.2%となり、特別給付金の標準審査期間内の審査がほぼ実施されたこと（なお、24年3月中に受けたものについては、1か月もの及び3か月ものいずれについても、すべての案件について標準処理期間内に処理されていること）から、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求書受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、申請者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、適確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p>											

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。	<p>(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、権利を有する方については、認定通知書を、権利を有しない方については、その理由を付した却下通知書を送付した。</p> <p>① 認定通知は、14,544人に、認定後、認定通知書をご本人の名前が入った内閣総理大臣の書面を同封して1週間後に送付した。</p> <p>② 却下通知は、386人に、決裁後理由を付した却下通知書を速やかに送付した。</p>				
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該事業に係る職員数	9 名			
<b>■ 当該項目の評価 (A A ~ D)</b>	A					
<b>■ 評価結果の説明</b>						
申請者への通知については、以下のとおり送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。						
(1) 特別給付金の権利を有する者14,544人に対して認定通知書を送付し、権利を有しない者386人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。						
(2) 認定通知書は、認定後ご本人の名前が入った内閣総理大臣の書面を同封して1週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後理由を付して速やかに送付した。						
「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知することは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。						
「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。						
「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点が行政救済の起算点となることから有効な手段である。						

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項			
<b>■中期計画の記載事項</b>				
(3) 地方公共団体との連携				
特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。				
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）		
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>(7) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。</p>	<p>(7) 地方公共団体等との連携</p> <p>① 入ソ事実等の調査 特別給付金支給に当たっては、強制抑留の事実の確認（軍歴の確認）と帰還月日の確認も必要。特に、新規の申請者の場合、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会している。 また、都道府県で確認できない場合は、厚生労働省等に照会をかけることになるが、大半の案件については都道府県で確認できている。 平成23年度においては、44都道府県に対して767件の調査を依頼し、全件について回答を得ることができた。</p> <p>② 地方公共団体広報誌等への給付金に関する掲載依頼 地方公共団体等に対しては、以前、「入ソ事実等の調査」の委託等を行っていた。また地方公共団体等自体も住民サービスの一環として基金との良好な連携は必要と考えており、以前から両者は協力関係を維持しているところである。このような連携の下、基金は地方公共団体等に協力要請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポスターを頒布する際に要請文を添付して協力要請を実施。地方公共団体等からの情報提供依頼には、積極的かつ丁寧に対応した。</li> <li>○ 地方公共団体等に対し、平成23年10月25日及び平成24年2月2日に、特別給付金に関する情報の各団体広報誌への掲載を依頼し、少なくとも413の地方公共団体等の広報誌やホームページに特別給付金関係情報（請求期限が到来等）が掲載されるなど協力を得た。 なお、地方公共団体広報誌等への掲載原稿のチェック依頼には、地方公共団体等の担当者に対し、特別給付金支給事業の趣旨、対象者等について詳細に説明の上、原稿の加筆、修正を行うなど丁寧な対応に努めた。</li> </ul> <p>③ 地方公共団体等窓口との直接的連携</p>		

		<p>対象者が高齢であるため、電話では聞き取ることができず、地方公共団体等の窓口に特別給付金の請求について相談に行くケースがあるが、窓口担当者も質問に答えられず、担当者から基金に電話があり、担当者を介して申請者の相談に応じるなど地方公共団体等の窓口との連携を図った。</p> <p>④ 地方公共団体等の自発的協力 地方公共団体等が保有する情報及び当基金から提供した情報により、当該団体に居住する特別給付金未申請者に対し、自発的に請求案内を行った地方公共団体等もあった。</p>	
当該業務に係る事業経費	3, 290千円	当該事業に係る職員数	12名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	A		
■ 評価結果の説明	<p>地方公共団体等との連携については、以下のとおり連携が図られていると認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 入ソ事実等の調査については、44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得た。</p> <p>(2) 地方公共団体等の広報誌やホームページへの掲載については、多くの地方公共団体等から協力を得ており、また地方公共団体等の自発的な請求案内があった。</p> <p>(3) 地方公共団体等の広報担当者に対し、直接、特別給付金制度について丁寧に説明したほか、窓口担当者を介して請求の相談に対応した。</p>		
「必要性」	<p>特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p>		
「効率性」	<p>特別給付金支給に当たって、戦後強制抑留者の身近にある地方公共団体等に情報提供をしたり、広報を依頼することや、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。</p>		
「有効性」	<p>特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>		

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第4 予算、収支計画及び資金計画					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第3 予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。	<p>運用資金の適正な管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 平成23年度においては、政府出資金1億円と特別準備金のうち直ちに支払いに充当されない資金を運用資金として、「運用方針」に基づき適正に管理・運用を行った。</p> <p>① 管理面については金融機関から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納職員及び財務担当職員で照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。</p> <p>② 特別準備金については、有価証券で運用するとともに現金で保有し、特別給付金の支給状況を勘案しつつ有価証券の売却を行うとともに、売却後に直ちに支払いに充当されない部分については預入額と運用期間を定め、複数の証券会社等に引き合いを出し、その時点で最も高い利率を提示した社に預入を行った。その結果、平成23年度においては売却・預入を行うことによって現金ベースで576百万円の運用収入を上げた。</p> <p>(2) 平成23年度の事務費予算額は当初677百万円を見込んでいたが、費用のかからない広報の実施等に努めた結果445百万円まで圧縮した。 なお、当期純利益は3百万円（平成22年度は43百万円）である。</p> <p>(3) 基金は建物、土地等の実物資産及び知的財産等は有していない。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンスの観点から第1、第2四半期の終了月、第3四半期以降は各月ごとに予算執行実績を理事長、理事及び監事が出席する役員会において報告し、了承を得た。 また、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p>				
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	4 名			
<b>■ 当該項目の評価</b> (A A～D)	A					
<b>■ 評価結果の説明</b>						

運用資産の管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおりであることから、「目標を十分達成」と評価できる。

- (1) 運用資金の管理面においては、金融機関から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。また、運用面についても、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベースで576百万円の収入を上げており、適切に行われたものと認められる。
- (2) 予算の執行実績について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている。さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。

「必要性」 政府から出資された1億円及び特別準備金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、適切な予算執行管理を行うことは、必要である。

「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために内部牽制等を実施していること、また、予算の執行実績について定期的に役員会で報告を行っていることは、効率的と判断できる。

「有効性」 資金の適正な管理・運用及び適切な予算管理は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、役員会を通じて適切な予算管理を行うことは有効な施策と認められる。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第6 重要な財産の処分等に関する計画					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
(重要な財産の処分等に関する計画)		重要な財産の処分等はない。				
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名			
<b>■ 当該項目の評価 (A A～D)</b>	—					
<b>■ 評価結果の説明</b>						
「必要性」 —						
「効率性」 —						
「有効性」 —						

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  1 施設及び設備に関する計画		
<b>■中期計画の記載事項</b> 施設及び設備に関する計画はない。			
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>			
小項目 (施設及び設備に関する 計画)	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入） 該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
<b>■ 当該項目の評価 (A A ~ D)</b>	—		
<b>■ 評価結果の説明</b>			
「必要性」 —			
「効率性」 —			
「有効性」 —			

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  2 人事に関する計画											
<b>■中期計画の記載事項</b>												
研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。												
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>		達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）										
小項目	達成目標											
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		<p><b>外部研修への派遣</b> 個々の職員の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を得、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知されることにより、知識の共有を図り、職員の能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">研修名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">期日</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">主催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">23年度公文書管理研修Ⅱ（第2回）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">23.12.5～9（5日間）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">独立行政法人国立公文書館（新規）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">23年度評価・監査中央セミナー</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">24.2.21・22（2日間）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">総務省行政評価局</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、全職員を対象とし、例年のセキュリティ研修（年2回）に加え、新たに弁護士によるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する講演を行うといった内部研修についても実施。</p> <p>これらにより、個人情報を含む法人文書の適切な管理、監査の強化等を行い、適切に内部事務の遂行が図られた。</p>		研修名	期日	主催	23年度公文書管理研修Ⅱ（第2回）	23.12.5～9（5日間）	独立行政法人国立公文書館（新規）	23年度評価・監査中央セミナー	24.2.21・22（2日間）	総務省行政評価局
研修名	期日	主催										
23年度公文書管理研修Ⅱ（第2回）	23.12.5～9（5日間）	独立行政法人国立公文書館（新規）										
23年度評価・監査中央セミナー	24.2.21・22（2日間）	総務省行政評価局										
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	3 名									
<b>■ 当該項目の評価 (A A～D)</b>	<b>A</b>											
<b>■ 評価結果の説明</b>												
適切な内部事務を遂行するための職員の業務に必要な研修等については、平成23年度計画に規定しなかったが、職員の能力開発の促進と意識向上を図るために、機会を捉えて外部の研修に職員を派遣し、研修内容を基金内に周知して知識の共有を図り、また、内部研修を行い、適切な内部事務の遂行が図られたことから、「目標を十分達成」と評価できる。												
「必要性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務の遂行のために必要な施策である。												

「効率性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務を遂行するための効率的な手法である。

「有効性」 職員に研修等を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  1 環境対策	環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	<p>1 環境対策</p> <p>(1) 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針（平成23年度）」（以下、「環境方針」という。）をホームページに掲載した。</li> <li>② 環境方針に基づき、役職員に対し、環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を求め、周知を徹底。継続的な環境に配慮した製品の使用を心がけ、上記環境方針に定められた全25品目について目標の100%調達を達成した。</li> </ul> <p>(例) ・封筒は古紙パルプ使用率40%以上使用のリサイクル品を100%調達 ・ファイルは古紙パルプ使用率70%以上使用のリサイクル品を100%調達 等</p> <p>(2) 東日本大震災後の徹底的な節電対策</p> <p>使用電力の節減は、平成23年3月から実施しており夏場においても20%削減を達成している。（庁舎管理庁である総務省統計局で総務省第2庁舎の電力量を測定）</p> <p>○ 基金で定めた節電対策の取組状況</p> <p>統計局から第2庁舎の電力使用量を入手し、基金の役職員に周知することにより、役職員の節電に対する意識を喚起し、節電の取組を行った。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務室蛍光灯の1/2以上の消灯</li> <li>・ 昼休み時間の完全消灯</li> </ul> <p>(3) その他、環境に対する取組</p> <p>環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等を行った。</p>				
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名			
■ 当該項目の評価 (A A~D)	A					
■ 評価結果の説明	環境対策については、以下のとおり、環境方針の下、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。					

- (1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけ、全25品目に対し目標の100%調達を達成している。
- (2) 東日本大震災後において節電対策を実施した。
- (3) その他、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別を行った。

「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、環境に常に配慮して業務を運営することは必要である。

「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。

「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、実践することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項					
<b>■中期計画の記載事項</b>						
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。						
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 職場環境	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理徹底し、より一層の配慮に努める。	<p><b>2 職場環境</b></p> <p>(1) 役職員の意識の向上を図ることを目的に新企画として、11月22日に「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止について」と題して、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、基金の全役職員に対して弁護士による講演を実施した。</p> <p>(2) 5月9日に「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議で、女性相談員任命や、セクハラ等の防止の徹底及び相談体制についてのペーパーを事務室に掲出して役職員に周知を図ることを決定し、実施した。</p> <p>(3) 同日に「メンタルヘルスケア対策」会議を開催し、メンタルヘルスの基本的な考え方として心の健康問題の特性、人事労務管理との関係、個人情報保護への配慮等の説明を行い、関係図書が総務担当にある旨を役職員に通知した。</p> <p>(4) 相談員から相談事例についての報告は受けていない。</p> <p>(5) 基金が実施している定期健康診断（7月実施）については、別途受診した4名を除き、全員が受診した。</p>				
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名			
<b>■ 当該項目の評価</b> (A A~D)	A					
<b>■ 評価結果の説明</b>						
職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかったことから、「目標を十分達成」と評価できる。						
(1) 新企画として、全役職員を対象に、弁護士による人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての講演を実施した。						
(2) 「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議の開催及び女性の相談員の配置、相談体制の周知を行った。						
<b>「必要性」</b> 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のために必要な施策である。						
<b>「効率性」</b> メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。						
<b>「有効性」</b> 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のために有効な施策である。						

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項			
<b>■中期計画の記載事項</b>				
(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。				
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）		
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  3 内部統制・ガバナンス強化	役職員の職務の遂行に当たつての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。	<p>3 内部統制・ガバナンス強化 平成22年度に引き続き、理事長が主宰する役員会（構成員は理事長、理事、監事2名）、理事会（構成員は理事長、理事、部長及び担当参事（又は副参事）、連絡会議（構成員は理事会と同様）とともに、特別給付金支給事業の進行管理を行う全体会議を毎週1回開催するなどして、内部統制・ガバナンスの強化を図ってきた。更に、7月には、法令、規定等の遵守に万全を図るため、次のような内部統制強化策を講じた。</p> <p>(1) 理事長のマネジメントの強化 理事長の発案により内部統制・ガバナンスの充実・強化策として、新たに特別給付金の標準審査期間内の処理等を定めた「平成23年度業務等運営方針（平成23年7月29日決定）」の策定、拡大・充実された監査（定期的な監査と報告会の実施等）の業務への積極的な活用のほか、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「平成23年度業務等運営方針」の役職員への周知徹底 理事長自ら、役職員に対し「平成23年度業務等運営方針」の周知徹底を行い、業務に関する情報の共有を図る。</li> <li>② リーダーシップを発揮できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長主宰の会議において新たに監査改善報告会を開催することとした。 監査改善報告会とは、監事監査（後述）において指摘された事項の改善内容について協議する場であり、定期監事監査で監事から指摘のあった事項については、理事長から改善指示がなされ、監査改善報告会の場で適切に対応した。</li> <li>(対応策の事例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「別棟事務室借料の期間と業務量の関係について、適切に整理」</li> <li>・ 「移管体制の整備及び記録史の整理、保存等の在り方について、検討することを方向付け」</li> </ul> </li> <li>○ 理事会や基金内部で毎週開催する連絡会議において、必要な対策の洗い出し及び対応を実施。 (対応策の事例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求期限日の対応について、前例（書状等贈呈事業など）を参考に整理</li> <li>・ 別棟事務室の職場環境の整備 など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員との意見交換等の場として、5回にわたり「理事長と法人ミッションを語る」と冠した懇談の場を新たに設け、理事長自ら若手職員等に「平成23年度業務等運営方針」を説明するとともに、組織の長として業務に関する情報の共有化を図った。職員からの要望等（解散後の雇用に関する説明、事務所における空調の改善等）に対しては、原則、即時に対応を行った。</li> </ul> <p>③ 組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出しについて、従来より行っている役員会や、上記「理事長と法人ミッションを語る」懇談会のほか、拡大・充実された監査を活用し、「標準審査期間を超える案件の解消」、「保有個人情報のセキュリティ管理の徹底」などの重要課題を洗い出した。</p> <p>④ 上記③により洗い出した重要課題等に対し、以下のとおり適切に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準審査期間を超える案件の解消に関して、外部委託業務の事務の改善等により、特別給付金支給事業の標準審査期間内の処理率は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準審査期間1か月のもの・・・平成22年度23.2%⇒平成23年度97.5%</li> <li>・ 標準審査期間3か月のもの・・・平成22年度24.6%⇒平成23年度92.1%</li> </ul> </li> <li>○ 保有個人情報管理については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報漏えい事故の報道が絶えない状況の中で再度、基本的な情報セキュリティ意識を各職員が意識して行動できるように教育するため、全職員対象の年2回のセキュリティ研修、</li> <li>・ 委託業者に対して計3回（定期検査2回、臨時検査1回）の立ち入り検査、</li> <li>・ CIO補佐官による内部監査、</li> </ul> </li> </ul> <p>などの実施を指示し、情報セキュリティ管理の徹底を図り、平成23年度において情報漏えい等の問題は発生しなかった。</p> <p>(2) 監事による業務の更なる監査  監事から「平成23年度監査方針」（平成23年8月2日監事決定）が示され、具体的な監査項目については、監事と理事長・理事が協議し、9つの監査項目を決定し、基金の全業務の課題を洗い出して、重要度、優先度、必要度等を含めて9項目から30の監査視点を作り、これらの項目について定期的な監事監査を実施した。</p> <p>(監査9項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実物資産借上げ</li> <li>② セクシャルハラスメント等防止及び排除</li> <li>③ 法人ミッション徹底</li> <li>④ 基金解散に向けた取組</li> <li>⑤ 内部統制・ガバナンス強化</li> <li>⑥ 金融資産及び現金・預金残高</li> <li>⑦ 特別給付金債権</li> <li>⑧ 情報セキュリティ</li> <li>⑨ 特別給付金支給</li> </ol>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	B		

## ■ 評価結果の説明

内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおりであることから「目標を概ね達成」と評価できる。

- (1) 「平成23年度業務等運営方針」の策定や「理事長と法人ミッションを語る」懇談会等の開催を通じて課題の洗い出しとその対応を実施した。
- (2) 「平成23年度監査方針」に基づく定期監事監査などの実施により、監事による監査の強化を図った。
- (3) 理事長の「平成23年度業務等運営方針」の策定時期は平成23年7月末であり、監事の「平成23年度監査方針」の策定時期は8月であった。
- (4) 本法人は、小規模であり、特別給付金支給というミッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその対応は個別のものであると言える。これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。

「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。

「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。

「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。

## 平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第9 経過規定 1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。 なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。			
<b>■中期計画の記載事項</b>				
<b>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</b>				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）		
<b>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>  4 基金の解散に向けた取組	<p>基金の解散に向け、これまでの業務の整理等を適切に行う。</p> <p>(既存の寄託品については、寄贈への切替えを所有者に依頼する。)</p> <p>((財)全国強制抑留者協会の監督)</p>	<p><b>4 基金の解散に向けた取組</b></p> <p>(1) 基金解散に向けた取組</p> <p>① 基金独自の取組 理事を総括とする移行委員会及び作業部会を設け、特に保存文書の原議とデータの保存について検討を開始し、法人文書について保存・廃棄・整理を進めているとともに、情報システム・セキュリティ関係(PC・サーバー等)についてCIO補佐官と外部の担当者を交え3問題(引揚げ、抑留、恩欠)関係者のデータの保存の在り方の検討を含め、移管準備を行った。なお基金記録史については、運営委員会の委員及び開催状況、評価委員会分科会委員名簿及び分科会開催状況並びに23年度年度計画について掲載した。</p> <p>② 基金と総務省特別基金事業推進室との取組 総務省の審議官と基金の役員との定期的な懇談を開催するとともに事務方の窓口担当者を設定し、総務省の指導を踏まえ、国へ承継する資産や債務の洗い出し等、引継ぎ内容等の項目を洗い出した。今後も引き続き整理を継続する。</p> <p>(2) これまでの業務の整理</p> <p>① 寄託品の寄贈への切替え 寄託品の寄贈への切替えについては、文書宛先不明返送、電話不通により連絡不能の者19名(143点)について、弁護士の依頼により現住所等の調査を行うこと等により、寄託者本人又は遺族に連絡を取り、13名(74点)から寄贈承諾書を得るとともに、6名(69点)に資料を返還した。</p> <p>② 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金 平成元年に、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成費助成金交付要綱に基づき、(財)全国強制抑留者協会に戦後強制抑留関係者特別慰藉基金を造成。 ア 慰藉基金造成計画 : 利付国債で運用、4,500千円の運用益を得ている。 イ 収入、支出計画 : 戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領第7条に基づき、収入、支出計画について、審査の上承認。 ウ 実績報告 : 中央慰靈祭、現地慰靈訪問、相談業務等を執行したとの報告を受けた。 エ 管理・監督 : 戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領第8条の実績報告の際に状況説明を受け、適切に指導、監督を実施。</p>		

当該業務に係る事業経費	一 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	C		
■ 評価結果の説明			
基金の解散に向けた取組について、以下のとおりであることから「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。			
(1) 解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、国へ承継する資産・債務の洗い出し等、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。			
(2) しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存・破棄・整理等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。			
また、引継内容等の洗い出し等についても、積極的な取組みが必ずしも十分でなかったため、終了していないなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。			
今後は、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。			
(3) 寄託品の寄贈への切替えについては、本来であれば平成22年度中に処理すべきところ、平成23年度においても処理を行い、13名(74点)から寄贈承諾書を得ることができ、6名(69点)に資料を返還した。			
(4) (財)全国強制抑留者協会から申請のあった「平成23年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」及び「慰藉事業収入・支出計画」について、審査の上、承認を行い、また、慰藉事業の実績報告を受けることにより、慰藉基金の管理について適切に監督を行った。			
<b>「必要性」</b> 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために必要な施策である。			
<b>「効率性」</b> 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散に向けた効率的な取組である。			
<b>「有効性」</b> 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために有効な手段である。			